

(別紙様式2)

令和3年度の目標及びその達成に向けた活動の点検・評価

都道府県名： 奈良県
農業委員会名： 五條市農業委員会

I 農業委員会の状況(令和3年3月31日現在)

1 農業の概要

単位:ha

| | 田 | 畑 | 畑 | | | 計 |
|--------|-------|-------|-------|-------|-----|-------|
| | | | 普通畑 | 樹園地 | 牧草畑 | |
| 耕地面積 | 808 | 2,020 | 697 | | | 2,820 |
| 経営耕地面積 | 465 | 1,384 | 61 | 1,313 | 10 | 1,849 |
| 遊休農地面積 | | | | | | 8.1 |
| 農地台帳面積 | 1,250 | 1,480 | 1,431 | | | 2,730 |

- ※1 耕地面積は、耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入
※2 経営耕地面積は、農林業センサスに基づいて記入
※3 遊休農地面積は、農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

| | 農家数(戸) |
|--------|--------|
| 総農家数 | 1,629 |
| 自給的農家数 | 608 |
| 販売農家数 | 1,021 |
| 主業農家数 | 327 |
| 準主業農家数 | 122 |
| 副業的農家数 | 584 |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

| | 農業者数(人) |
|--------|---------|
| 農業就業者数 | 1,522 |
| 女性 | 609 |
| 40代以下 | 198 |

※ 農林業センサスに基づいて記入。

| | 経営数(経営) |
|-----------|---------|
| 認定農業者 | 224 |
| 基本構想水準到達者 | 90 |
| 認定新規就農者 | 8 |
| 農業参入法人 | 15 |
| 集落営農経営 | 1 |
| 特定農業団体 | 0 |
| 集落営農組織 | 1 |

※農業委員会調べ

2 農業委員会の現在の体制

新制度に基づく農業委員会

任期满了年月日 R 5 年 11 月 26 日

| | 農業委員 | |
|------------|------|----|
| | 定数 | 実数 |
| 農業委員数 | 19 | 19 |
| 認定農業者 | — | 10 |
| 認定農業者に準ずる者 | — | 0 |
| 女性 | — | 3 |
| 40代以下 | — | 0 |
| 中立委員 | — | 1 |

| | 定数 | 実数 | 地区数 |
|-------------|----|----|-----|
| 農地利用最適化推進委員 | 20 | 20 | 20 |

II 担い手への農地の利用集積・集約化

1 現状及び課題

| 現 状 (令和3年3月現在) | 管内の農地面積 | これまでの集積面積 | 集積率 |
|-------------------|--|-----------|----------|
| | | 2,820 ha | 1,081 ha |
| 課 題 | 担い手である認定農業者は、224名(令和3年3月末現在)と県内の他市町村に比べて多くなっているが、60才以上の割合が約30%、50才以上になると約64%と高齢者割合が大きく、世代交代を早急に進めていかなければならない。そのためには、青年層の新規就農者を受入れ、将来の担い手へと育成するとともに、規模縮小を考えている農家から認定農業者等の担い手へ、いかにして農地を集積できるかが課題である。 | | |

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※2 これまでの集積面積は、活動計画に記載した担い手(認定農業者及び農業委員会法施行規則第10条で定める者)へ利用集積されている農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び実績

| 集積目標 ① | 集積実績 ② | (うち、新規実績) | 達成状況(②/①×100) |
|----------|----------|-----------|---------------|
| 1,062 ha | 1,081 ha | 22.0 ha | 101.8 % |

※1 集積目標は、活動計画に記載した集積面積を記入

※2 集積実績は、年度末時点で担い手へ利用集積されている農地の総面積を記入

※3 新規実績は、集積実績のうち1年間に新規集積面積(非担い手が自作又は利用していた農地のうち、担い手に対して権利の設定・移転がされた農地)をどの程度増加させたかを記入

3 目標の達成に向けた活動

| | |
|------|---|
| 活動計画 | 市の広報誌やHPを活用し、農業経営基盤強化促進法の利用権設定や農地法及び中間管理機構等の制度についての周知活動を進める。あっせん依頼があった場合は、地元農業委員等を通じ農地の引き受け手を探し、地域の担い手等への集積化を図る。また、「人・農地プラン」への参加を呼びかけ農業者自らの地域活動を促進する。 |
| 活動実績 | 窓口などでの農地利用の相談時に利用集積に係る制度や中間管理機構への案内を行った。 基盤法による利用権設定や中間管理機構を利用した農地の集積化に向けて、農業委員、推進委員による調整、あっせんが実施された。 |

※ 活動実績は、目標の達成のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

| | |
|----------|--|
| 目標に対する評価 | 目標達成に向けて、継続的に、広報、周知活動をより充実させる必要である。 |
| 活動に対する評価 | 概ね計画どおりの活動を行ったが、農業委員や推進委員、中間管理機構との連携を深めて実績に結び付けたい。 |

Ⅲ 新たに農業経営を営もうとする者の参入促進

1 現状及び課題

| | | | |
|---------|--|--------------------|--------------------|
| 新規参入の状況 | H30年度新規参入者数 | R1年度新規参入者数 | R2年度新規参入者数 |
| | 4 経営体 | 2 経営体 | 0 経営体 |
| | H30年度新規参入者が取得した農地面積 | R1年度新規参入者が取得した農地面積 | R2年度新規参入者が取得した農地面積 |
| | 3.95 ha | 0.27 ha | 0.00 ha |
| 課題 | 本市では親元就農が多く、親から引き継いで農業を行う人が多く、旧西吉野村地区の柿・梅農家では盛んに就農が行われている。既存の土地改良区による農地などは全て柿農家が取得しており、売買するにあたっては同様の柿農家が取得するため、新規参入者に対する農地の流動性の低さが懸念される。農業委員、推進委員、その他市他部署と連携し、農業経営への新規参入を促す取り組みが必要である。 | | |

※1 新規参入者数は、活動計画に記載した過去3年の農地の権利移動を伴う新たな新規参入者数を記入し、法人雇用や親元就農は含まない。

※2 新規参入者が取得した農地面積は、上段で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

2 令和3年度の目標及び実績

| | | |
|---------|---------|---------------|
| 参入目標① | 参入実績② | 達成状況(②/①×100) |
| 4 経営体 | 0 経営体 | 0.0 % |
| 参入目標面積③ | 参入実績面積④ | 達成状況(④/③×100) |
| 3 ha | 0 ha | 0.0 % |

※1 参入目標及び参入目標面積は、活動計画に記載した参入者数及び農地面積を記入

※2 参入実績は、1年間に新たに参入した新規参入者数を記入

※3 参入実績面積は、上記で記入した経営体が取得した農地面積の合計を記入

3 目標の達成に向けた活動

| | |
|------|--|
| 活動計画 | 地を耕作目的で取得するために必要な下限面積について、旧西吉野村地区や土地改良区の受益地は5,000㎡だが、旧五條市地区については平成21年に1,000㎡に緩和されている。市の広報誌等を活用して周知活動を行い、意欲のある新規就農者に対して支援を行う。 |
| 活動実績 | 広報誌やラジオを通じて広く周知活動を行った。 |

※ 活動実績は、目標の達成のために、何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

4 目標及び活動に対する評価

| | |
|----------|---|
| 目標に対する評価 | 広報誌や地域ラジオを通じての周知活動を行い意欲のある新規就農者を広く募集したが、令和3年度中での就農には至らなかった。ただし、令和4年度に就農予定となった新規就農者もあり、一定の効果は出ている。 |
| 活動に対する評価 | 概ね計画どおりの活動を行ったが、農業委員や推進委員、中間管理機構との連携を深めて実績に結び付けたい。 |

IV 遊休農地に関する措置に関する評価

1 現状及び課題

| 現 状 (令和3年4月現在) | 管内の農地面積(A) | 遊休農地面積(B) | 割合(B/A×100) |
|-------------------|--|-----------|-------------|
| | 2,828 ha | 8.1 ha | 0.3 % |
| 課 題 | 就農者の高齢化が進み、今後離農する人が増えることが見込まれ、遊休農地がさらに増加することが懸念される。農地利用状況調査を通じて確認された遊休農地の指導については、立地条件等の個々の事情を考慮して対応していく必要がある。また、「人・農地プラン」の実践や農地中間管理機構の活用など、農地所有者に周知できるかが課題である。 | | |

※1 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積と農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した同法第32条第1項第1号の遊休農地の合計面積を記入

※2 遊休農地面積は、活動計画に記載した農地法第30条第1項の規定による農地の利用状況調査により把握した第32条第1項第1号又は第2号のいずれかに該当する農地の総面積を記入

2 令和3年度の目標及び実績

| 解消目標① | 解消実績② | 達成状況(②/①×100) |
|--------|--------|---------------|
| 2.3 ha | 3.3 ha | 143.5 % |

※1 解消目標は、活動計画に記載した解消面積を記入

※2 解消実績は、当該年度末時点の遊休農地の解消面積を記入

3 2の目標の達成に向けた活動

| | 措置の内容 | 調査員数(実数) | 調査実施時期 | 調査結果取りまとめ時期 | |
|--------|--|---|-----------------|-----------------------|------|
| 活動計画 | 農地の利用状況調査 | 39 人 | 8月～9月 | 9月～11月 | |
| | 調査方法 | 農業委員・農地利用取組化推進委員を対象に、担当地区、調査方法等について農地パトロールの準備会議を行う。市内全域を23ヶ所に分け、農地が集団的に利用されている地域や納税猶予農地、解除条件付きの貸借農地等から順次、道路からの目視やドローンを利用し調査を実施する。新たな遊休農地を発見した場合は、写真を撮り、地図に記録する。また、利用権や仮登記、納税猶予等の有無を確認する | | | |
| | 農地の利用意向調査 | 調査実施時期: 11月～1月 | | | |
| | その他の活動 | | | | |
| 活動実績 | 農地の利用状況調査 | 調査員数(実数) 44 人 | 調査実施時期 8月～9月 | 調査結果取りまとめ時期 9月～11月 | |
| | 農地の利用意向調査 | 調査実施時期 | 11月～2月 | 調査結果取りまとめ時期 2月～3月 | |
| | | 第32条第1項第1号 | | 第32条第1項第2号 | 第33条 |
| | | 調査数: 17 筆 | 調査数: 0 筆 | 調査数: 0 筆 | |
| | | 調査面積: 0.8 ha | 調査面積: 0.0 ha | 調査面積: 0.0 ha | |
| その他の活動 | 農業委員と推進委員が各担当地区に担い手・農地サポートセンターを積極的に周知した。 | | | | |

4 目標及び活動に対する評価

| | |
|----------|--|
| 目標に対する評価 | 昨年から担い手・農地サポートセンターへの斡旋等を積極的に行ってきた結果、大幅な削減を達成した。 |
| 活動に対する評価 | 担い手・農地サポートセンターと緊密に連携する事で新たな遊休農地の発生の防止・解消に効果があった。 |

V 違反転用への適正な対応

1 現状及び課題

| | | |
|-------------------|--|-----------|
| 現 状 (令和3年4月現在) | 管内の農地面積(A) | 違反転用面積(B) |
| | 2,820 ha | 0.0 ha |
| 課 題 | 残土処分を伴う農地造成についての問い合わせが多く寄せられている。原則として、農地転用許可が必要であると指導しているが、農地法について農業者への浸透と理解を得られていないのが現状である。 | |

※ 管内の農地面積は、活動計画に記載した耕地及び作付面積統計における耕地面積を記入

※ 違反転用面積は、活動計画に記載した管内で農地法第4条第1項又は第5条第1項の規定等に違反して転用されている農地の総面積を記入

2 令和3年度実績

| | |
|--------|---------|
| 実 績① | 増減(B-①) |
| 0.0 ha | 0.0 ha |

※ 実績は、年度末時点の違反転用面積を記入

3 活動計画・実績及び評価

| | |
|----------|---|
| 活動計画 | 農地を農地以外のものとして利用する場合には農地転用許可が必要であることを広報誌に掲載する。また、農業者が集まる機会に農地法特に農地転用について理解を深めてもらうためのリーフレットを配布する。 違反転用については、未然防止を含め早期発見が第一と考え、地元情報に精通している農業委員や農地利用最適化推進委員等からの情報提供や8月～9月にかけて実施する農地利用状況調査等から広く情報収集に努め、農地法をはじめとして関係法令の手続きが必要である場合については、関係機関とも連携を図り、正しく理解していただくため、必要に応じて個別訪問等の指導も行う。 |
| 活動実績 | おおむね計画通りに活動することができた |
| 活動に対する評価 | 29条届出の未提出も含め、迅速に対応し違法状態となる事を防ぐことが出来た。 |

※ 活動実績は、違反転用の解消や早期発見・未然防止のために何月に何日何を行ったのか等詳細かつ具体的に記入

VI 農地法等によりその権限に属された事務に関する点検

1 農地法第3条に基づく許可事務

(1年間の処理件数: 41 件、うち許可 41 件及び不許可 0 件)

| 点検項目 | | 具体的な内容 | | | |
|--------------|------|----------------------------|--------------|----------|------|
| 事実関係の確認 | 実施状況 | 申請書類の確認とともに、現地調査を行っている。 | | | |
| | 是正措置 | | | | |
| 総会等での審議 | 実施状況 | 関係法理、審査基準に基づき、月1回審議を行っている。 | | | |
| | 是正措置 | | | | |
| 申請者への審議結果の通知 | 実施状況 | 申請者へ総会等での指摘や許可条件等を説明した件数 | 件 | | |
| | | 不許可処分の理由の詳細を説明した件数 | 件 | | |
| | 是正措置 | | | | |
| 審議結果等の公表 | 実施状況 | 議事録を作成し、公表を行っている。 | | | |
| | 是正措置 | | | | |
| 処理期間 | 実施状況 | 標準処理期間 | 申請書受理から 20 日 | 処理期間(平均) | 20 日 |
| | 是正措置 | | | | |

2 農地転用に関する事務(意見を付して知事への送付)

(1年間の処理件数: 33 件)

| 点検項目 | | 具体的な内容 | | | |
|----------|------|----------------------------|--------------|----------|------|
| 事実関係の確認 | 実施状況 | 申請書類の確認とともに、現地調査を行っている。 | | | |
| | 是正措置 | | | | |
| 総会等での審議 | 実施状況 | 関係法理、審査基準に基づき、月1回審議を行っている。 | | | |
| | 是正措置 | | | | |
| 審議結果等の公表 | 実施状況 | 議事録を作成し、公表を行っている。 | | | |
| | 是正措置 | | | | |
| 処理期間 | 実施状況 | 標準処理期間 | 申請書受理から 20 日 | 処理期間(平均) | 20 日 |
| | 是正措置 | | | | |

3 農地所有適格法人からの報告への対応

| 点検項目 | 実施状況 | | |
|-------------------|--|---|-------|
| 農地所有適格法人からの報告について | 管内の農地所有適格法人数 | | 16 法人 |
| | うち報告書提出農地所有適格法人数 | | 15 法人 |
| | うち報告書の督促を行った農地所有適格法人数 | | 4 法人 |
| | うち督促後に報告書を提出した農地所有適格法人数 | | 3 法人 |
| | うち報告書を提出しなかった農地所有適格法人 | | 1 法人 |
| | 提出しなかった理由 | 業務多忙の為等 | |
| | 対応方針 | 農地法及び施行規則に基づき、事業年度終了後3ヶ月以内に報告する義務があることを説明の上、提出の督促を行う。 | |
| 農地所有適格法人の状況について | 農地所有適格法人の要件を欠くおそれがあるため農業委員会が必要な措置をとるべきことを勧告した農地所有適格法人数 | | 0 法人 |
| | 対応状況 | | |

4 情報の提供等

| 点検項目 | 具体的な内容 | |
|---------------|-----------------------------------|--|
| 賃借料情報の調査・提供 | 実施状況 | 調査対象賃貸借件数 26 件 公表時期 令和4年2月 |
| | 是正措置 | 情報の提供方法： 農業委員会のHPで情報を公開 |
| 農地の権利移動等の状況把握 | 実施状況 | 調査対象権利移動等件数 209 件 取りまとめ時期 令和4年2月 |
| | 是正措置 | 情報の提供方法： 議事録で公表 |
| 農地台帳の整備 | 実施状況 | 整備対象農地面積 2,735 ha |
| | | データ更新： 2月頃に固定資産税データと突合する。権利設定などは総会終了後随時行う。 |
| | 公表： 農地情報公開システム(全国農地ナビ)及び事務局窓口での閲覧 | |
| 是正措置 | | |

※その他の事務

上記ⅡからⅥに掲げる事務以外の事務について、次年度の目標及びその達成に向けた活動計画を作成する場合には、それぞれの事務ごとに、上記様式に準じて取りまとめること。

Ⅶ 地域農業者等からの主な要望・意見及び対処内容

| | |
|--------------------|---------------------------|
| 農地利用最適化等に関する事務 | 〈要望・意見〉 該当なし 〈対処内容〉 |
| 農地法等によりその権限に属された事務 | 〈要望・意見〉 該当なし 〈対処内容〉 |

※ II～VIの事務について、活動を通じて地域の農業者等から寄せられた主な意見及び対処方針について記載

Ⅷ 事務の実施状況の公表等

1 総会等の議事録の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

| |
|--|
| |
|--|

2 農地等利用最適化推進施策の改善についての意見の提出

意見の提出件数 0 件

| | |
|----------------|--|
| 提出先及び提出した意見の概要 | |
|----------------|--|

3 活動計画の点検・評価の公表

HPに公表している

その他の方法で公表している

| |
|--|
| |
|--|